

測量・建設コンサルタント業務における 最低制限価格の見直しについて

本市では、国土交通省の「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成23年3月29日一部改正)を準拠して最低制限価格を算定しているところですが、公契約基本条例の施行に伴い労働者の適正な労働環境と賃金を確保するため、予算決算及び会計令第85条の基準に改正するものです。

最低制限価格の改正

業種区分	改正前				備考
	①	②	③	④	
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費×3/10		
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費×6/10	諸経費の額×6/10	
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価×9/10	一般管理費等×3/10	
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費×9/10	解析等調査業務費×7.5/10	諸経費の額×4/10	
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価×9/10	一般管理費等×3/10	
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費×6/10	諸経費の額×6/10	国土交通省以外
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費×6/10	諸経費の額×6/10	国土交通省以外

上記の業種区分に応じた算出方法の合計額が予定価格に10分の7を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。



業種区分	改正後				備考
	①	②	③	④	
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費×4/10		
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費×6/10	諸経費の額×6/10	
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価×9/10	一般管理費等×3/10	
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費×9/10	解析等調査業務費×7.5/10	諸経費の額×4/10	
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価×9/10	一般管理費等×3/10	
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費×6/10	諸経費の額×6/10	国土交通省以外
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費×6/10	諸経費の額×6/10	国土交通省以外

上記の業種区分に応じた算出方法の合計額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。また、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。ただし、地質調査業務にあっては、10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5とし、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。